

官報

号外 昭和四十一年六月二十三日

第五十一回 衆議院會議録 第六十七号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

議事日程 第四十四号

昭和四十一年六月二十三日

午後二時開議

第一 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出)

第五 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

第六 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第七 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)

日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出)

日程第五 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第六 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第七 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

午後二時六分開議

○副議長(岡田直君) これより會議を開きます。

日程第一 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○副議長(岡田直君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(岡田直君) 御異議なしと認めます。

日程第一、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十一年六月二十一日

提出者 地方行政委員長 岡崎 英城

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の三の次に次の二條を加える。

(個室付浴場業の規制)

第四條の四 浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として經營することをいう。以下同じ。の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する營業(以下「個室付浴場業」という。は、一団地の官公庁施設(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第二条第四項に規定するものをいう。)、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定するものをいう。))若しくは児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定するものをいう。))又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る營業については、適用しない。

4 公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該營業に關し、次の各号の一に該当する場合においては、当該營業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、八月をこえない範囲内で期間を定めて營業の停止を命ずることができ

る。

一 この法律に規定する罪(第一条第七号に掲げる營業に關するものを除く。)、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百七十四條、第二百七十五條若しくは第二百八十二條の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三章に規定する罪又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三條の罪を犯したとき。

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條若しくは第六十二條又は児童福祉法第三十四條第一項第六号若しくは第九号の規定に違反したとき。

(興行場營業の停止)

第四條の五 公安委員会は、興行場營業(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。))を営む者

いう。))又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る營業については、適用しない。

4 公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該營業に關し、次の各号の一に該当する場合においては、当該營業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、八月をこえない範囲内で期間を定めて營業の停止を命ずることができ

る。

一 この法律に規定する罪(第一条第七号に掲げる營業に關するものを除く。)、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百七十四條、第二百七十五條若しくは第二百八十二條の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三章に規定する罪又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三條の罪を犯したとき。

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條若しくは第六十二條又は児童福祉法第三十四條第一項第六号若しくは第九号の規定に違反したとき。

(興行場營業の停止)

第四條の五 公安委員会は、興行場營業(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。))を営む者

いう。))又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る營業については、適用しない。

4 公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該營業に關し、次の各号の一に該当する場合においては、当該營業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、八月をこえない範囲内で期間を定めて營業の停止を命ずることができ

る。

一 この法律に規定する罪(第一条第七号に掲げる營業に關するものを除く。)、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百七十四條、第二百七十五條若しくは第二百八十二條の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三章に規定する罪又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三條の罪を犯したとき。

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條若しくは第六十二條又は児童福祉法第三十四條第一項第六号若しくは第九号の規定に違反したとき。

(興行場營業の停止)

第四條の五 公安委員会は、興行場營業(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。))を営む者

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、刑法第七十四條又は第七十五條の罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に對し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることが出来る。

第五條中「第四條の二第二項」の下に、「第四條の四第四項若しくは前條」を加える。

第五條の二の見出し中「飲食店営業」の下に「等」を加え、同條中「飲食店営業の停止を命じたとき」の下に、「第四條の四第四項の規定により浴場業の営業の停止を命じたとき又は第四條の五の規定により興行場営業の停止を命じたとき」を加える。

第七條第一項中「若しくは第四條の二第二項を」第四條の二第二項、第四條の四第四項若しくは第四條の五に改め、同條第二項中「違反した者の下に又は第四條の四第一項の規定に違反し、若しくは同條第二項の規定に基づき都道府県の条例に違反した者」を加える。

附 則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

理 由

浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業について、その営業の場所を制限するとともに、浴場業及び興行場営業について、法令違反の場合に都道府県公安委員会が営業停止の処分をすることが出来るようにする等、これらの営業に關し善良の風俗保持のための規制を加えることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(國田直君) 提出者の趣旨弁明を許します。地方行政委員長岡崎英城君。

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき成案を得、国会法第五十條の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提案いたしましたものであります。

以下、提案の理由並びにその内容の概要につきまして御説明いたします。

まず、この法律案を立案した理由を申し上げます。

本案は、過ぐる第四十六回国会において風俗営業等取締法の一部改正が行なわれました際、付けられた附帯決議の趣旨に沿ひ、本委員会に設けられた風俗営業等に関する調査小委員会の結論を基礎として立案されたものであります。その目的とするところは、善良な風俗を維持するため、トルコ風呂営業及びストリップ劇場等の興行場営業に對して必要な規制を加えようとするものであります。

次に、本案の内容について御説明いたします。

まず、トルコ風呂営業に對する規制から申し上げます。

第一に、トルコ風呂営業は、官公庁施設、学校、図書館及び児童福祉施設並びにその他の施設で、善良の風俗を害する行為を防止する必要上、都道府県が条例で定めた施設の周囲二百メートルの区域内では営業を営むことができないこととしております。

第二に、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため、必要があるときは、条例により地域を定めてトルコ風呂営業を営むことを禁止することが出来ることとしております。

第三に、以上に述べましたトルコ風呂営業に對する場所の規制は、これらの規定の施行または適用の際、現に公衆浴場法の許可を受けてトルコ風呂を営んでいる者の営業については適用しないこととしております。

第四に、都道府県公安委員会は、トルコ風呂営

業災害補償法の一部を改正する法律案

業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、トルコ風呂営業に關して売春、わいせつその他の風俗犯罪を犯した場合には、八月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることが出来ることとしております。

次に、興行場営業の停止について申し上げます。

都道府県公安委員会は、ストリップ劇場、ヌードスタジオ等の興行場営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、その営業に關し公然わいせつの罪等を犯した場合には、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることが出来ることとしております。

以上の措置に伴ひ、罰則その他所要の規定を整備するとともに、この法律は、昭和四十一年七月一日から施行することとしております。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(國田直君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(國田直君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(國田直君) 日程第二、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年四月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二中「組合員等の支払うべき牛又は馬の死傷補償金に係る共済掛金」を「牛又は馬に係る第十三條第一項の個別共済掛金に關し組合員等の支払うべき共済掛金」に改め、同條に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

国庫は、牛又は馬に係る第十三條の五の包括共済掛金に關し組合員等の支払うべき共済掛金(次項及び第三項に規定するものを除く。)のうち、その三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

国庫は、組合員等とその営む乳牛の雌及び第百十一條第一項の内用牛ごとの養育の業務の規模が政令で定める最高規模と最低規模の範囲内にあるものが当該乳牛の雌又は内用牛に係る第百十一條の五の包括共済掛金に關し支払うべき共済掛金(次項に規定するものを除く。)については、政令の定めるところにより、当該養育の業務の規模に応じ、その五分の二又は二分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一條の五の包括共済掛金に關し組合員等の支払うべき共済掛金で左に掲げるものについては、その十分の三に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

一 主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する者であつて政令で定める基準に該當するものが乳牛の雌につき支払うべき共済掛金

二 第百十一條の八第一項の申出をした者(前号の者を除く。)が当該申出に係る共済掛金期間につき支払うべき共済掛金

第十五条第一項中「住所を有するもの」の下に「(命令の定めるところにより定款で定める者を除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 牛、馬又は種豚につき養畜の業務を営む者
第十五条第一項第四号中「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第四号」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条第一項中「死産病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号」を「家畜共済にあつては第三号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 共済目的

出生後第五月の月の末日(主務大臣が特定の地域についてその日目の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)を経過した牛、出生の年の末日(主務大臣が特定の地域についてその日目の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)を経過した馬及び出生後第五月の月の末日を経過した種豚死亡、雇用、疾病及び傷害

共済事故

第八十四条第二項中「及び第四号」を削る。

第八十五条第一項中「第八十三条第一項第一号」を「第八十三条第一号」に改め、同条第十二項中「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第四号」に改める。

第八十五条の七中「第八十三条第一項」を「第八十三条」に改める。

第九十八条の三を削る。

第九十九条第一項第五号中「第一百五十五条第一項の規定による払込」を「共済掛金の払込み」に改め、同項第六号中「第一百五十五条第三項の下に」若しくは「第一百五十五条の二」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第一百一条第一項の規定による申込みをし

た組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(組合員等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)

第一百四条の五の次に次の一条を加える。

第一百四条の六 農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことに伴ひ組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその脱退の際現に第一百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎていないものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第一百四条の四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその移転の際現に第一百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎていないものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、第百四条の四第二項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

第三章第二節中第一百十條の次に次の一条を加える。

第一百十條の二 組合等は、その支払うべき農作物共済又は蚕繭共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない。

第一百十一條の三 一家畜共済の申込を「第百十

一条の規定による申込み」に改め、「その申込が死産病傷共済に付していない母畜の胎児についての生産共済の申込である場合(その申込と同時に当該母畜について死産病傷共済の申込がある場合を除く。及び)」を削り、同条を第百十一條の四とし、同条の次に次の四條を加える。

第一百十一條の五 第百十一條第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係(以下包括共済関係という。)の成立の際、その成立により家畜共済に付されることがなつた家畜につき既に同条第三項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は、消滅するものとする。

第一百十一條の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時(その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時に、当該牛、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で同号に掲げるものとなつたときも、また同様とする。

第九十三条第二項(同条第五項において準用する第九十三条第二項)の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

組合等との間に包括共済関係の存する者が当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき(その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。)は、その時に、当該家畜は、当該家畜共済に付した家畜でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

第一百十一條の七 農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことに伴ひ組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百十一條の三第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

第百十一條の八 組合等との間に包括共済関係の

存する者は、その者が第十三条の二第三項第一号の者であるとき、又はその者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、雇用の一部又は疾病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができ、

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条第一項中「出生後第五月の月の末日を経過した牛(十二歳以下のものに限る。）」又は「明けて上明けた十六歳以下の馬を所有し、又は管理する」を「第八十四条第二項第三号に掲げる牛(十二歳をこえる種雄牛を除く。）」又は「同号に掲げる馬(明けて十七歳以上の種雄馬を除く。）」を飼養するに、「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条を第百十一条の二とし、第三章第三節中同条の前に次の一条を加える。

第百十一条 乳牛の雌、肉用牛(乳牛の雌及び種雄牛以外の牛をいう。)、種雄馬以外の馬又は種豚(以下包括共済対象家畜と総称する。))に係る家畜共済の共済関係は、包括共済対象家畜の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛、馬又は種豚であるものを一体として組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の

飼養する種雄牛又は種雄馬で第八十四条第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

包括共済対象家畜であつて、省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

第百十二条第一項中「共済掛金の支払」の下に「(第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

第百十二条第二項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条に次の一項を加える。

家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一項本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第百十三条第一項中「死産病傷共済」を「第百十一条第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の共済関係(以下個別共済関係という。))に係る家畜共済」に改め、同項第二号中「七歳を超え、山羊及びめん羊並びに」を削り、同条第二項中「死産病傷共済関係」を「個別共済関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に省令で定める異動(死亡及び雇用を除く。))を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百十四条を次のように改める。
第百十四条 家畜共済の共済金額は、当該家畜共

済に係る最初の共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時ににおける共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

前項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、死亡又は雇用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は雇用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

包括共済関係に係る家畜共済の共済金額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払(第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

前項の規定及び第百二十条において準用する商法第六百三十七条の規定による場合のほか、組合員等は、新たな共済掛金期間開始の時ににおいて、組合等の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、第百十一条の四の規定を準用する。

前二項の規定又は第百二十条において準用する商法第六百三十七条の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず

ず、その変更の時ににおける共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時ににおける共済価額の百分の八十をこえない範囲内において定めなければならない。

第百十四条の次に次の一条を加える。
第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、左の金額とする。

一 包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

二 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

前項の家畜の価額は、最初の共済掛金期間開始の時(その共済掛金期間開始の後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時)における家畜の価額とする。但し、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時ににおける家畜の価額に改訂すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

第百十五条第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、「共済目的の種類」の下に「(第八十四条第一項第三号に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して主務大臣が定める種類をいう。次項乃至第四項において同じ。))」を加え、同項第一号中「死亡及び雇用」の下に「(これらのうち第三号の異常事故に該当するものを除く。))」を、「疾病」の下に「(第三号の異常事故に該当するものを除く。次号において同じ。))」を、「共済掛金標準率甲」の下に「(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第六項において同じ。))」を加え、同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「(第百十一条の八第一項の

申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第六項において同じ。))」を加え、同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「(第百十一条の八第一項の

申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第六項において同じ。))」を加え、同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「(第百十一条の八第一項の

申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第六項において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち省令で定めるもの（以下異常事故という。）による損害に対応する共済掛金標準率丙（第百十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率。

第百十五條第二項を次のように改める。

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時に現に飼養しているものの価額の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの同項各号の率の合計率を算術平均した率とする。

第百十五條第三項中「共済掛金標準率甲」の下に「及び共済掛金割引標準率甲」を、「共済掛金標準率乙」の下に「及び共済掛金割引標準率乙」を加え、「及び前項の共済掛金標準率」を「並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙」に改め、同条第四項中「四年を三年」に改め、同条第五項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に、「組合員等が所有し、又は管理するもの」を「組合員等の飼養するもの」に、「又は同項第二号の共済掛金標準率乙」を、「同項第二号の共済掛金標準率乙又は同項第三号の共済掛金標準率丙」に、「又は同項第二号の率」を、「同項第二号の率又は同項第三号の率」に改める。

第三号の率」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合するときは、前二項の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、第五項の規定による改訂までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率として、当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率を算術平均した率を定款等で定めることができる。

第百十五條の次に次の一項を加える。

第二項の家畜の価額には、前条第二項の規定を準用する。

第百十六條第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同項に次のたし書を加える。

但し、疾病又は傷害により支払う共済金を、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第四項の地域別その他省令で定める区分により主務大臣が定める金額を限度とする。

第百十六條第一項第一号中「当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額」を「当該共済事故に係る家畜の価額に改め、共済価額に対する割合の下に（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）を加え、同条第三項を次のように改める。

第九十三條第二項（同条第五項において準用

する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以上の家畜共済の共済関係が存することとなつた場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき第一項の規定により算定された共済金（以下本項において独立責任額という。）の合計額が左の金額をこえるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、左の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、第一項第一号の損害の額の百分の八十に相当する金額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、第一項第二号の金額

第百十六條に次の一項を加える。

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四條の第二項の規定を準用する。

第百十七條中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第百十八條中「二週間」の下に（省令で特定の疾病につき二週間をこえる期間を定めたときは、その疾病又はこれによつて生じた共済事故については、その省令で定めた期間。以下本条において同じ。）を加え、同条に次の三項を加える。

第百十一條の八第一項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものがその変更の日から二週間以内に生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。

第百十四條第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

前二項の場合には、第一項但書の規定を準用する。

第百二十條中「第六百三十九條乃至第六百四十一條」を「第六百四十條、第六百四十一條」に、「及び第六百六十二條」を、「第六百六十二條及び第六百六十七條」に改める。

第百二十條の三中「第百十一條の三」を「第百十一條の四」に改める。

第百二十一條第一項中「第八十三條第一項第一号」を「第八十三條第一号」に改め、同条第二項中「第八十三條第一項第四号」を「第八十三條第四号」に改める。

第百二十四條第二項中「家畜共済」及び「次条第一項第三号の金額の保険金を支払うもの」については、第百十五條第一項第一号の率を削り、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計したもの（第百二十二條第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては共済掛金率から第百十五條第一項第三号の率（多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ。）を差し引いて得た率。次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五條第一項第一号の率（多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五條第一項第三号の率を乗じて得た金額

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 農業災害補償法の一部を改正する法律案

第二百二十五条第一項第三号中「家畜共済のうち、死産病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては」に改め、「生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号ロ中「死亡又は屠用」を「死亡若しくは屠用（これらのうち異常事故に該当するものを除く。）又は異常事故」に改め、「疾病」の下に「（異常事故に該当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の場合には」を「第一項第三号の金額（異常事故に係るものを除く。）には」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金（疾病又は傷害により支払うものに限る。）には、第百十六条第一項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替へるものとする。

第二百二十六条第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第二百二十九条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員が定数等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

第二百三十二条前段中「第九十八条の二」を「第九十八条の二に、及び第百条乃至第百二条」を、第百条乃至第百二条並びに第百十条の二に改め、同条後段中「第九十八条の二」を「第百十条の二」に改める。

第二百三十六条第三項を次のように改める。

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの（第百二十二条第二項但書の規定により定数等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗

じて得た金額）とする。

一 再保険金額に、第百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率（多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に

対応するものとして算定される率。次号において同じ。）を差し引いて得た率、第百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率（多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない

共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第二百三十七条第三号を次のように改める。

三 家畜共済に係るものうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第二百三十七条の次に次の一条を加える。

第二百三十七條の二 政府は、農業共済組合連合会が定数の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

第百五十条の二を次のように改める。

第百五十条の二 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めると

ころにより、主務大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につき第百三十二条において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、同条の規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

前項の交付金の交付を受けようとする農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき主務大臣の承認を得なければならない。

第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する死産病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時（その時まで当該共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第百十一条の五の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜共済については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。

3 前項の死産病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払い戻さなければならない。

4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該組合等（新法第十二条第二項の組合等をいう。）又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならない。

5 前二項の規定により払い戻すべき共済掛金、保険料又は再保険料は、新法の規定により払い

込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。

6 この法律の施行の際現に存する生産共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に死産病傷共済に付されている牛又は馬についての当該死産病傷共済に係る共済掛金に關する国庫の負担については、なお従前の例による。

8 改正前の農業災害補償法第百五十条の二第一項の規定による交付金で昭和四十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

9 新法第百十一条第一項の内用牛に係る附則第二項の包括共済関係に關し組合員等（新法第十二条第一項の組合員等をいう。）の支払うべき共済掛金（新法第十三条の二第三項第二号に規定するものを除く。）については、国庫は、当分の間、新法第十三条の二第二項及び第二項の規定にかかわらず、その五分の二に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

10 新法第十二条第五項及び第十三条の規定は、前項の規定による負担金について準用する。この場合において、新法第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等」とあるのは、「当該組合等」と読み替へるものとする。

11 新法第百十五條第四項の標準率の昭和四十二年における設定後最初に行なり一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十四年において行なうものとする。

12 前項の改訂が行なわれるまでの間における新法第百十五條第三項の規定の適用については、同項中「第五項の規定による改訂」とあるのは、「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第十一項の改訂」とする。

13 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二條 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第十項ニ於テ準用スル農業災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル交付金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ周家畜勘定ノ歳出トス

理 由

最近における畜産事情の変化に対応して、家畜共済につき、引受方式の改善、共済事故の選択制の新設、国庫負担の方式の改善、異常事故についての政府の再保険責任の強化その他の措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長中川俊思君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 ただいま議題となりました内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行家畜共済制度は、昭和三十年死産病傷共済一元化の制度改正が行なわれて以来、基本的な改正が行なわれないうちに今日に至っているものであり

ます。しかしながら、最近におきましては、酪農を中心にも多頭飼養化の進行等畜産経営について地域的にも内容的にも変化が生じてまいりましたため、本案は、かかる畜産事情の変化に即応して、引き受け方式の改善、共済事故の選択制の新設、国庫負担の方式の改善、異常事故についての政府の再保険責任の強化、その他所要の改善措置を講じようとするものであります。

本案は、四月二十日提出され、同日付託されたものであります。本委員会におきましては、四月二十六日政府から提案理由の説明を聴取し、六月十七日以降数次にわたり質疑を行ない、六月二十一日採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しては、自民、社会、民社三党共同提案によって、共済掛け金の国庫負担の対象となる共済金額の最高限度については、最近における家畜価格の上昇傾向に即応するよう引き上げること等六項目の附帯決議が全会一致をもって付されましたことを申し添えます。

以上、報告を終わります。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、日程第四、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案、右両案を一括して議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右

昭和四十一年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「又は第五条を」若しくは第五条に、「又は総動員業務を」若しくはは総動員業務に改め、「同条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国(もとの関東州及び台湾を除く。)において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第七条第一項中「左の各号の一に規定する者

については、当該各号に掲げる日を「同日以後復員する者については、その復員の日に」、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の一に規定する者について

は、当該各号に掲げる日以後を「同日以後復員する者については、その復員の日以後に」、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「次の各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日」に、「恩給法別表第一号表ノ二」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三」に改め、同項に次のただし書を加え、同項各号を削る。

ただし、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の程度が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じ賠償一時金を支給する。

第七条第四項中「前項各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日以後に」、「同項」を「前項」に、「不具廃疾の程度に応じて賠償年金」を「不具廃疾の程度及び状態に応じて賠償年金又は障害一時金に改める。

第八条第四項中「障害一時金」を「軍人軍属であつた者に支給する障害一時金」に改める。第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一〇五、三五〇円以内の額を加えた額		
第一項症	二一〇、七〇〇円		
第二項症	一七〇、八〇〇円		
第三項症	一三七、二〇〇円		
第四項症	一〇二、九〇〇円		
第五項症	七九、八〇〇円		
第六項症	六〇、九〇〇円		
第一款症	五四、二五〇円		
第二款症	五二、五〇〇円		
第三款症	三九、九〇〇円		

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	二二四、〇〇〇円	
第二款症	一八五、五〇〇円	
第三款症	一五八、九〇〇円	

第八条第六項中「一万五千五百円」を「二万一千七百円」に改め、「第六項症まで」の下に「又は第一款症を加え、「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同条に次の一項を加える。

7 準軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

第九条第二項第二号中「程度であるもの」を「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」に改める。

第十二条中「未帰還者留守家族等援護法」の下に「(昭和二十八年法律第六十一号)」を加える。

第十三条第一項中「同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日」を「同月一日以後復員する者に支給するもの

のについては、その復員の日」に改め、同条第二項中「同項各号のいずれかに規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十一年一月一日以後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日」に改める。

第十四条第一項第三号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同項第四号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」に改める。

第二十三条第二項第二号中「障害年金を受け権利を」を「障害年金(当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る。)を受ける権利」に改め、同項第三号中「第七条第三項に規定する程度」を「恩給法別表第一号表ノ二に定める程度」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる者(第一項の規定に該当する者を除く。)であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものは、遺族年金又は遺族給付金を受けるべき範囲の遺族とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日まで引き続き軍人軍属たるの在職期間の初日(その者の死亡の日が軍人軍属としての勤務を解かれた日以後であるときは、当該勤務に係る在職期間の初日とし、以下この項において「軍人軍属」としての勤務についた日」という。)又は引き続き準軍属たるの期間の初日(その者の死亡の日が準軍属たるの期間を経過した日以後であるときは、当該期間の初日とし、以下この項において「準軍属」となつた日」という。)の前日において死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしており、かつ、その日から死亡した

者の死亡の当時まで引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者(死亡した者の軍人軍属たることにによる勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば、これらの条件に該当していなかつたものと認められる者を含む。)であつて、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものに限る。

一 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同月二日における入夫婚姻による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。)又はその配偶者であつて、同日においてその死亡した者と同一の戸籍内にあつたもの

二 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同月二日における入夫婚姻による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。)又はその配偶者であつて、同日においてその死亡した者と同一の戸籍内にあつたもの

三 死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日におけるその死亡した者の父又は母の配偶者(第一号に掲げる者を除く。)

四 死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、縁組の届出をしていないが事実上死亡した者の養父又は養母と同様の事情にあつた者であつて、その日から死亡した者の死亡の日までの間に当該届出をしなかつたこと

第二十五条第一項中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母を、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、同項第五号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母を、入夫婚姻による妻の父及び母並びに前条第三項に規定する者」に改め、同条第三項中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」を

「入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、同条第四項中「入夫婚姻による妻の父母の下に」、前条第三項に規定する者」を加える。

第二十六条第四項中「四万六千円」を「六万四千四百円」に改める。

第二十九条第二号中「第三十一条第二号」を「第三十一条第一項第二号」に、「又は第五号から第七号までの」を、「第五号又は第七号のいずれかに改め、同条第三号中「権利が消滅する日」を「権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」に、「第三十一条第二号」を「第三十一条第一項第二号」に、「又は第五号から第七号まで」を、「第五号又は第七号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の配偶者、子又は孫であつて、死亡した者の死亡の日以後、軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族については昭和二十七年三月三十一日以前、準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族については昭和三十三年十二月三十一日以前又は第二十五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する条件に該当するに至る日前に、第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外

の者の養子となつたもの

第二十九条に次の一項を加える。

2 前項第四号に規定する配偶者、子又は孫のうち、第二十四条第三項各号に掲げる者(同項ただし書の規定に該当する者に限る。)であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた

者については、当該縁組に関しては、前項の規定を適用しない。

第三十一条第四号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母を」と、入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四条第三項に規定する者」に改め、同条第五号中「又は第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 配偶者、子及び孫については、第二十四条第一項に規定する者及び同条第三項各号に掲げる者同項ただし書の規定に該当する者に限る。並びに死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

第三十一条第七号中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が」と、入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四条第三項に規定する者について、に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、死亡した者の配偶者、子又は孫が第二十四条第三項各号に掲げる者(同項の規定により遺族年金を受けるべき範囲の遺族とみなされた者を除く。)の養子となつたとき(前項第六号に該当するときは除く。)は、その者の遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失わせることができる。この場合においては、あらかじめ、援護審査会の意見をきかなければならない。

第三十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第二項及び第三項に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

十三 前条第二項において準用する第二十四

条第三項の規定により遺族とみなされた者第三十八条第二号中「第三十一条第二号」を「第三十一条第一項第二号」に改める。

第三十九条の三第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第二項及び第三項に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第三十九条の四第一項中「入夫婚姻による妻の父母の下に」、前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者」を加える。

第三十九条の六第一項中「第三十九条の三第一項」を「第三十九条の三」に、「第三十一条第二号、第三号及び第五号から第七号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十一条第一項第二号、第三号、第五号又は第七号のいずれかに該当したとき。

二 配偶者、子及び孫については、第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つて)と認められる場合を含むことにより第三十一条第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一条第五号又は第六号に該当した者

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の妻に第四条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

(国債の償還金の返還の免除)

附則第二項に規定する場合において、第四条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

2 前項に規定する場合において、第四条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「又は第五号を」若しくは第五号に、「又は総動員業務を」若しくは総動員業務に改め、「協力者」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国(もとの関東州及び台湾を除く。))において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第十九条第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第十三条 この法律による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項並びに法律第七十七号第二項第一項の規定の改正並びに附則第三項第一項の規定により、昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、遺族援護法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項に規定する

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四百十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者並びに附則第六条第二項及び第三項に規定する扶助料を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等

の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限り、(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正) 第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表中

昭和四十一年七月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年八月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年九月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十一月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十二月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円

第二項の表中

昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで

附則第四条第一項の表中

昭和四十一年七月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年八月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年九月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十一月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十二月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円

第二項の表中

昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで

附則第五条第一項の表中

昭和四十一年七月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年八月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年九月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十一月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十二月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円

第二項の表中

昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正) 第八条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「この項において」を「この項及び次条において」に改め、同条の次の二条を加える。

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第二項各号の一に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき(当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む)は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父又は同法第三十一条第五号に規定する兄弟姉妹(死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。)で、同日において次の各号に該当しなかつたもの(同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く)のうち、父母、孫、祖父、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者
二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者
三 死亡した者の死亡の日以後継組したことににより遺族以外の者の養子となつていている者
四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない法律上の婚姻を除く)し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者

第二条の三 戦没者等の遺族が昭和四十年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとし

たならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(国債の償還金の返還の免除) 第十三条の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遡及なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く)、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、昭和四十一年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」といふ。)第二条第三項第一号、第七号、第二十四条、第三十五条及び第三十九条の三の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第二項 第二十三條第一項第三号 第二十五條第一項 第三十條第一項 第三十六條第一項第二号、第四号及 び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十一年十月一日
第七條第一項及び第二項 第三十九條の六第二項	同日	昭和四十一年十月一日
第七條第三項及び第四項 第十三條第二項 第二十三條第二項第三号 第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第十一條第三号 第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第十三條第一項 第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和四十一年十月
第十三條第一項	同月一日	昭和四十一年十月一日
第十三條第二項 第三十條第三項	昭和三十四年一月	昭和四十一年十月
第二十五條第一項 第三十六條第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十一年十月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十一年十月二日
第二十九條第一項第二号及び第四号 第三十六條第一項第一号 第三十八條第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十一年十月二日
第三十九條の四第二項	昭和三十九年十月	昭和四十一年十月
第三十九條の六	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

第三条 この法律による改正前の遺族援護法第七

条第一項各号又は第三項各号に規定する日が昭和四十一年十月一日前であつた者に係る不具慶疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、なお従前の例による。

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金（死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）子、不具慶疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合に、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第四項中「六万四千四百円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替へるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分
昭和四十一年十月分から同年十二月分まで	六十歳未満 六十歳以上六十五歳未満 六十五歳以上
	四万九千七百円 五万七千五百円

第五条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行の日（死亡した者の死亡の日が同日以後であるときは、その死亡の日。以下同じ。）以後婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていゝと認められる場合を含む。以下同じ。）したことに、遺族援護法第二十九條の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかった者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の夫又は妻を除くものとし、この法律による同法第二條第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない

い者を含む。）であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同一視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一條第二号に該当した者
- 二 前号の期間内に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一條第五号に該当した者（当該婚姻の相手方の直系尊属の養子となつた者を除く。）
- 三 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻した者

四 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令（条例を含む。以下同じ。）により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

前項第二号に該当する配偶者のうち、この法律による改正後の遺族援護法第二十四條第三項各号に掲げる者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同一視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた者については、当該縁組に關しては、前項ただし書の規定を適用しない。

第六条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九條の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかった者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又

は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつたものを除くものとし、この法律による同法第二十三条第一号の規定の改正により遺族年金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者を含む。）であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

2 この法律による遺族援護法第二十四条の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻により氏を改めたことにより同法第二十九条の規定により当該遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができない者であつて、同法の施行の日の前日において当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者には、適用しない。

- 一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者
 - 二 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻により氏を改めた者
 - 三 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者
- 第七条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び

び孫のうち、昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号のいずれかに該当する者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）の養子となつたことにより、この法律による改正前の同法第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者であつて、その者の養親となつた者につき死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 当該軍人又は軍属であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者
- 二 養子となつた日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者
- 三 前号の期間内に婚姻したことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者
- 四 第二号の期間内にさらに養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号又は第六号に該当した者

第八条 遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻した者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻した者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族たることにより恩給法その他の法令により支給される

年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

2 遺族援護法第三十九条の二第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めた者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第二項の規定を適用しない。

3 前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に關し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

第九条 前四条の規定により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

第十条 この法律による遺族援護法第二十四条及び第三十五条の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和四十一年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは「昭和四十一年十月」と読み替へるものとする。

和四十一年十月一日」と読み替へるものとする。

第十一条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正並びに附則第五条及び附則第七条の規定により、昭和四十一年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

第十二条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第 号）第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例

による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三十四号)附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の改正により戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

理由

軍人軍属及び準軍属の遺族の範囲並びに準軍属の範囲を拡大し、準軍属に係る障害年金及び遺族給付金の額を引き上げるとともに、遺族年金等の額の引上げ措置を繰り上げて実施し、あわせて未帰還者及び戦傷病者に係る葬祭費の額を増額し、戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象を拡大する等戦傷病者及び戦没者遺族の処遇の改善をはかる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案
右
国会に提出する。

昭和四十一年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)
第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつたことを事由として、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けていた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当したものをいう。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号)以下「遺族援護法」という。第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給
二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給
三 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金
四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの
五 遺族援護法第二条第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により不具廃疾となつたものに対し、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十三号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 昭和三十八年四月一日において戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く)であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者
二 前号の期間内に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていないと認められる場合を含む)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者
三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者(刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く)

四 当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父、母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者
五 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 特別給付金の額は、十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。
2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。
3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)
第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位に相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位に相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)
第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)
第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)
第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)
第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)
第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)
第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)
第十二条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)
第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(特別給付金の支給の特例)
2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)による遺族援護法第二条及び第四条第四項の規定の改

正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項の規定の改正により昭和四十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかつたことによる同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第三号の給付を受けていた者とみなす。

(国債の発行の日)
3 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)
4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第六十三号の四の次に次の一号を加える。

六十三の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第 号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

理 由
恩給法に定める第五項以上の程度の不具廢疾の状態にある戦傷病者等の妻の置かれていた特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(岡田直吉) 委員長の報告を求めます。
社会労働委員長長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正についてでありますが、

その第一点は、昭和十六年十二月八日以後満州等において総動員業務と同様の業務に協力しておつた者を準軍属として処遇すること。

第二点は、戦傷病者が療養の給付を受けている場合においても、障害年金を支給すること。

第三点は、準軍属の救済程度の障害者に対し、障害年金または障害一時金を支給すること。

第四点は、準軍属にかかる障害年金及び遺族給年金の額を、軍人軍属にかかる障害年金及び遺族年金の額の十分の五から十分の七に引き上げること。

第五点は、戦没者の死亡が、昭和二十二年五月三日以後である場合における戦没者の継親、入夫婚姻による妻の父母及び事実上の養親等であつた者で、援護審査会が戦没者の死亡当時においてその者の父または母と同視すべき状況にあつたと議決したものに對し、遺族年金を支給すること。

第六点は、一定の期間内に再婚の相手方と死別した戦没者の配偶者等で、援護審査会が離婚によつて再婚を解消したと同様の事情にあると議決したものに對し、遺族年金等を支給すること。

第七点は、昭和四十二年七月までに実施すること。

となつております遺族年金及び遺族給付金の増額措置を繰り上げて行なうこと。

以上のほか、関係法令の改正により、遺族年金、特別扶助料等を受けることになる戦没者等の妻に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金を支給する等所要の改正を行なうことであります。

第二に、未帰還者留守家族等援護法を改正して、遺族年金等の繰り上げ実施に準じて、留守家族手当の増額措置を繰り上げて行なうとともに、葬祭料の額を六千円から八千四百円に引き上げること。

第三に、戦傷病者特別援護法を改正して、新たに準軍属として処遇されるものを本法の対象に加えるとともに、葬祭費の額を六千円から八千四百円に引き上げること。

第四に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正して、現行法において特別弔慰金を受けけることができる遺族がない場合でも、兄弟姉妹までの遺族があるときは、その者に特別弔慰金を支給すること。

次に、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案について申し上げます。

昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより恩給法別表に定める特別項症から第五項症までに該当する不具廃疾となり、昭和三十八年四月一日において、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等による増加恩給、障害年金等を受けていた戦傷病者等の妻に対し、十萬円の特別給付金を十年償還の記名国債をもって支給すること等であります。

両法案は、去る二月二十五日本委員会に付託となり、自來熱心なる質疑応答が行なわれたのであ

りますが、その詳細は会議録にて御承知願います。かくて、一昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、両法案に対し、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、両法案はいずれも修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)附則第十三条の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用」に改める。

○副議長(國田直君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であり、また、両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(國田直君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(國田直君) 日程第五、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会(以下「博覧会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人日本万国博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金(以下「博覧会準備資金」という。)に充てることができることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

(日本専売公社等の援助)

第四条 日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造品はこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備資金に充てることができることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備資金に充てることができることを寄附目的として博覧会協会に寄附すると

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 一四四二

きは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、博覧会協会が博覧会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五條 博覧会協会の職員(常時勤務に服することを要しないものを除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七條の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四條の二又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十條の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四條の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第百四十條第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国等において特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。商工委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知のとおり、日本万国博覧会は、来たる昭和四十五年、大阪府下千里丘陵において開催されることになっております。日本万国博覧会は、アジアで初めてわが国で開催される国際博覧会であり、万国博覧会の歴史において画期的な地位を占めるものであります。諸国間の相互理解と産業文化の交流を深めて、世界の平和と繁栄に寄与するとともに、わが国の伝統的文化と高度の産業技術を世界に示す絶好の機会であります。日本万国博覧会は、このような意義を持つ国家的、国民的大事業でありまして、統一主題も「人類の進歩と調和」と定められ、基本理念も高い次元に立つて策定されているのであります。

本案は、この日本万国博覧会の準備体制を一段と強化するためのものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、国は予算の範囲内において、財団法人日本万国博覧会協会に対し、博覧会の準備、運営費の一部を補助することができること。

第二は、郵政省は博覧会の準備、運営資金に充てることを寄付目的として、寄付金つき郵便切手を発行することができること。

第三は、広告事業を行なう者が、たばこの包装

または国鉄施設を利用して広告事業を行ない、その収入金を博覧会の準備、運営のために寄付する場合、並びに博覧会協会が資金調達のため、電話番号等の印刷物を利用して広告事業を行なう場合には、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社は、その広告事業に対し便宜供与その他の援助を行なうことができること。

等であります。

本案は、去る四月二十八日本委員会に付託され、五月十日三本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、五月二十五日には大阪へ委員派遣を行なったのであります。また、同月三十一日には左藤大阪府知事外六名を、六月八日には茅東大名普教授外二名を、さらに同月二十一日には石坂日本万国博覧会協会会長外一名を、それぞれ参考人として意見を聴取する等、慎重な審議を行ない、同日質疑を終了したのであります。翌二十二日、討論に入りまして、日本社会党を代表して板川委員より、日本万国博覧会には基本的に賛成であるが、中国等未承認国の招請、基本理念に従う博覧会の運営、博覧会の準備、開催に伴う物価問題、労働問題等の取り扱いいかによっては、その態度を改めるものである旨の賛成討論がありました。

かくて、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、広く全世界各国の招請、国の責任の明確化、中小企業等の出展参加の促進措置、及び会場のある地利用を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○副議長(園田直君) 日程第六、所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十一年六月一日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 山口喜久一郎殿

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、二重課税を回避するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この協定の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 所得税
- (b) 法人税
- (c) 営業税
- (以下「ドイツの租税」という。)
- (以下「日本の租税」という。)
- (d) 事業税
- (e) 住民税
- (f) 法人税
- (g) 所得税

(2) この協定は、(1)に掲げる租税と実質的に類似の性質を有し、かつ、この協定の署名の日の後にいづれか一方の締約国において設けられる他の租税についても、また、適用する。

(3) この協定の規定のうち所得又は利得に対する租税に関する規定は、所得及び利得以外のものを基礎として算定されるドイツの営業税並びに日本国の住民税及び日本国の事業税についても、同様に、適用する。

第三条

(1) この協定において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「連邦共和国」とは、ドイツ連邦共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ドイツ連邦共和国基本法が施行されている領域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連邦共和国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はドイツの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の社団を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(b) 「国民」とは、

1 連邦共和国については、ドイツ連邦共和国基本法第百十六條第一項にいうすべてのドイツ人並びに連邦共和国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

2 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。

(1) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、連邦共和国については、連邦大蔵大臣をいう。

(2) 一方の締約国においてこの協定が適用される場合には、この協定において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

(1) この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、その締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準によりその締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

(2) (1)の規定により双方の締約国の居住者となる者については、権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

(1) この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事、十二箇月をこえる期間存続するもの
- (3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
- (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一四四四

は補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(4) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合においては、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(5) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(6) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

(1) 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動

産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

(3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

(4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用する。

第七条

(1) 一方の締約国の企業の利得については、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国の租税を免除する。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

(4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようものでなければなら

(5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(7) この条の規定の適用上、連邦共和国において施行されている法令によりその地位を与えられた合名組合又は合資組合で連邦共和国に本店又は主たる事務所を有するものは、連邦共和国の居住者である法人格を有する団体として取り扱

(8) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条

の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(2) (1)の規定は、航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に、適用する。

(3) 連邦共和国の居住者が営む企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶及び航空機については、日本国において固定資産税を免除し、日本国の居住者が営む企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶及び航空機については、連邦共和国において財産税を免除する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

(2) (1)の配当に対しては、当該配当を支払った法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、この租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、

(a) 連邦共和国の居住者である法人が日本国の居住者である法人に支払う配当に対するドイツの租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当の支払の日に先だつ十二箇月の期間におけるいずれかの時期において、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合においては、当該配当の金額の十五パーセントをこえることができるが二十五パーセントをこえないものとする。

(b) 日本国の居住者である法人が連邦共和国の居住者である法人に支払う配当に対する日本国の租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当の支払の日に先だつ十二箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合においては、当該配当の金額の十パーセントをこえないものとする。

(4) (2)及び(3)の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

(5) この条において「配当」とは、株式、鉱業株式

その他利得の分配を受ける権利（債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいい、連邦共和国の場合には、匿名組合員が匿名組合員として取得する所得を含む。

(6) (1)、(2)及び(3)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十一条

(1) 一方の締約国内で生じた他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを

こえないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子で他方の締約国の市場において発行された債券につき当該他方の締約国の居住者に支払われるものについては、当該一方の締約国（連邦共和国については州を含む。）の政府により当該債券が発行され又は当該債券の元本若しくは利子の支払が保証されるときは、当該一方の締約国の租税を免除する。

(4) (2)の規定にかかわらず、

(a) 連邦共和国内で生じた日本銀行又は日本輸出銀行に支払われる利子については、ドイツの租税を免除する。

(b) 日本国内で生じたドイツ連邦銀行又は復興金融公庫に支払われる利子については、日本国の租税を免除する。

(5) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

(6) (1)から(4)までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

(7) 利子は、その支払者が一方の締約国（連邦共和国については州を含む。）又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者

（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合においては、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(8) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じた他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一四四六

業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用

の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

⑤ 使用料は、その支払者が一方の締約国（連邦共和国については州を含む。）又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は情報を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみに適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この協定の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 第六条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす動産（この条においては、(1)の不動産以外の財産をいう。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することが出来る固定的施設に係る動産の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る動産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

(3) 一方の締約国の居住者が(1)及び(2)の財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十四条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、他方の締約国の租税を免除する。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに醫師、弁護士、技術士、建築士、齒科醫師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十五条

(1) 第十六条 第十八条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬については、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該他方の締約国の租税を免除する。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができらる。

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬については、次のことを条件として、当該他方の締約国の租税を免除する。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該地方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

(3) ①及び②の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができない。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することゝする。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家等の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

(2) この協定のいかなる規定にもかかわらず、(1)の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利得に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬については、他方の締約国の租税を免除する。

第十九条

(1) 過去又は現在の勤務に關し、個人に對して、連邦共和國若しくはその州若しくはは地方公共団体が支払い、又は連邦共和國若しくはその州若しくはは地方公共団体が設立した基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に對しては、連邦共和國において租税を課することができる。そ

のような報酬については、その受領者がドイツの国民であるときは、日本国の租税を免除する。

(2) 過去又は現在の勤務に関し、個人に対して、日本国若しくはその地方公共団体が支払い、又は日本国若しくはその地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に対しては、日本国において租税を課することができる。そのような報酬については、その受領者が日本国の国民であるときは、ドイツの租税を免除する。

(3) 一方の締約国又はその州若しくは地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に関連する勤務について支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

(4) (1)の規定は、ドイツ連邦鉄道及びドイツ連邦郵便が支払う報酬又は退職年金についても、同様、適用する。

(5) (2)の規定は、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び日本専売公社が支払う報酬又は退職年金についても、同様、適用する。

(6) 敵対行為又は政治的迫害の結果受けた傷害又は損害に対する補償として連邦共和国又はその州若しくは地方公共団体が個人に支払う退職年金その他の年金その他継続的又は一時的な給付については、日本国の租税を免除する。

(7) 引揚者給付金の支給、未帰還者留守家族の援護又は戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する法令に基づいて日本国が個人に支払う継続的又は一時的な給付については、ドイツの租税を免除する。

(8) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

(1) 大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育に關して取得する報酬につき、当該一方の締約国の租税を免除される。

(2) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十一条

(1) もつぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

(2) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものについては、他方の締約国の租税を免除する。

第二十三条

(1) 連邦共和国の居住者については、同国における租税は、次のように決定される。

(a) (b)の規定の適用がある場合を除くほか、日本国内の源泉から生ずるいすれかの種類の所得

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

得でこの協定に従つて日本国において課税することができもの（第十六条の報酬にあつては、日本国において課税される場合に限る。）は、ドイツの租税の課税標準から除外する。もつとも、連邦共和国は、税率の決定に当たつて、このように除外された所得を考慮に入れる権利を保留する。第一文の規定は、配当から生ずる所得については、日本国の居住者である株式会社でその議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを連邦共和国の居住者である資本金会社が所有しているものから当該資本金会社に支払われる配当についてのみ適用する。日本国内の源泉から生ずる所得が前記の規定に従つてドイツの租税の課税標準から除外されることとなる場合には、当該所得の基因となつた財産で日本国内にあるものは、財産税の課税標準から除外する。

(b) 次に掲げる種類の所得について日本国の法令に基づき、かつ、この協定に従つて納付される租税は、外国の租税の控除に關するドイツの租税に關する法令の規定に従い、当該所得につき納付される所得に対するドイツの租税から控除する。

- 1 第十条(5)にいう配当で、(a)の規定の適用を受けないもの
- 2 第十一条(5)にいう利子
- 3 第十二条(3)にいう使用料
- 4 第十七条(2)の規定の適用を受ける所得
- 5 第十九条(2)の規定の適用を受ける報酬（退職年金を含む。）で、日本国の国民でない個人が受領するもの

(2) この協定に従つて、直接に又は源泉徴収により納付されるドイツの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の租税から控除される。

第二十四条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておたり又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

(3) 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(4) この条において「租税」とは、すべての種類の

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるとの件

一四四八

租税をいう。

(5) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

(1) 一方の締約國の居住者は、一方又は双方の締約國において執られる措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約國の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約國の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることが出来る。

(2) その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約國の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。

(3) 両締約國の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約國の権限のある当局は、また、この協定に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

(4) 両締約國の権限のある当局は、この協定の規定を実施するため、直接相互に通信することが出来る。

第二十六条

(1) 両締約國の権限のある当局は、この協定を実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない、この協定が適用される租税の賦課及び徴収に關与する者(当局を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

(2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約國に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約國若しくは他方の締約國の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約國若しくは他方の締約國の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするやうな情報又は公開することが公の秩序に反するやうな情報を提供すること。

第二十七条

この協定の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この協定は、ドイツ連邦共和國政府がこの協定の効力発生の日から三箇月以内に日本國政府に対して反対の宣言を行なわない限り、ベルリン地区についても、また、適用する。

第二十九条

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

連邦共和國においては、

この協定が効力を生ずる日の属する賦課期間及びその後の各賦課期間について課されるドイツの租税

日本國においては、

この協定が効力を生ずる年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得並びにこの協定が効力を生ずる年度及びその後の各年度について課される固定資産税

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約國も、この協定の効力発生の日から五年の期間を経過した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約國に対し書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

連邦共和國においては、

終了の通告が行なわれた日の属する賦課期間後の各賦課期間について課されるドイツの租税

日本國においては、

終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得及び終了の通告が行なわれた年度後の各年度について課される固定資産税

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十六年四月二十二日にボンで、日本語、ドイツ語及び英語により、それぞれ二通ずつ、本書六通を作成した。日本語及びドイツ語の本文は、同等の効力を有し、両國語の本文の解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本國のために

内田藤雄

ドイツ連邦共和國のために

カルステンス

ファルク

○副議長(國田直君) 委員長の報告を求めます。

外務委員長高瀬傳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高瀬傳君登壇〕

○高瀬傳君 たいだいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが國は、ドイツとの間に二重課税の回避のための租税協定を締結するため、昭和三十六年以来ドイツ政府と交渉を進めておりましたが、交渉が成立し、昭和四十一年四月二十二日に本協定が署名されたのであります。

本協定は、企業利得の課税基準、船舶または航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当所得、利子及び無体財産権の使用料に対する課税限度、自由職業その他勤務の報酬に対する課税方式、教授、学生、短期旅行者等に対する租税の免除、二重課税の排除方法及び租税上の

内国民待遇の相互供与等について規定してあります。

本件は、参議院において承認され、六月一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、六月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第七 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第七、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日程第八、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を三項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の三項を加える。

12 政府は、アジア開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第 号)第二条の規定によりアジア開発銀行に対して行なう出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年度までの間において、総額百八十億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

13 政府は、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度において、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合(同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む)において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

減額して整理するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の附則第十四項の規定は、昭和四十年法の決算から適用する。

理 由

アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源に充てるとともに、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとするほか、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づき、大韓民国から清算勘定の残高に係る賦払金の処理につき要請があつた場合に同資金に生ずる損失は、同資金の金額から減額して整理するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、アジア開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及びアジア開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

第二条 政府は、銀行に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項(外国為替相場)の基準外国為替相場をいう。)で換算した本邦通貨の金額が七百二十億円に相当する協定第四条第一項に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

(出資)
第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第五条第三項から第五項まで(国債の発行条件)及び第六条から第十條まで(国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入れ等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項中「基金又は銀行」とあるのは、「アジア開発銀行」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案外一案

律第六十七号(第二十七条(業務))の規定にかかわらず、協定第三十八条第二項の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際開発協会」を、「国際開発協会及びアジア開発銀行」に改める。

理 由

アジア開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容を概略申し上げますと、まず第一に、アジア開発銀行に対する出資の財

源に充てるため、外国為替資金から一般会計への繰り入れを規定いたしております。日本の出資額二億ドルのうち、払い込み資本額は一億ドルで、その二分の一が現金による出資、残りの二分の一が国債による出資となっておりますが、現金による出資五千万ドル、すなわち邦貨に換算して百八十億円は、昭和四十一年度から五カ年間に、毎年度五十六億円ずつ分割して行なわれることになっております。この出資の財源に充てるため、外国為替資金から総額百八十億円を限り、一般会計へ繰り入れることができることとしたしております。

第二は、昭和四十一年度の一般会計の歳出財源に充てるため、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとしたしております。

第三に、先般発効いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づきまして、韓国の要請により、日本国と韓国との間の清算勘定の残高約四千六百万ドル、邦貨換算約百六十五億円にかかる債権の賦払い金について、その支払いが行なわれたものとみなされることにより、外国為替資金に生ずる損失は、同資金の額から減額して整理することとしたしております。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、アジア開発銀行を設立する協定に基づきまして、わが国がアジア開発銀行に加盟するに伴い必要となる各般の措置を規定するものでありまして、その内容を概略申し上げますと、

まず第一に、協定によりわが国が出資すべきものとされている二億ドルの範囲内において、政府

は、この銀行に対して本邦通貨により出資することができるといたしております。

第二に、政府は、銀行に対して出資する本邦通貨の一部を国債をもって出資することができることとし、政府にこの国債の発行権限を与えるとともに、当該国債の発行条件並びにその償還方法等に関する必要な事項を定めております。

第三に、銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することとしたしております。

以上両法律案につきましては、去る二十一日質疑を終了いたしました。昨二十二日、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対して西岡武夫君外二十三名より修正案が提出されました。

修正の要旨は、施行期日が「昭和四十一年四月一日」となっておりますのを「公布の日」に改めようとするものであります。

次いで討論を行ないましたところ、藤田高敏委員は日本社会党を代表して両案に対して反対の意見を述べられ、永末英一委員は民社党を代表して賛成の意見を述べられました。

続いて採決いたしましたところ、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案並びにアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案はいずれも起立多数をもって可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(園田直君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。小林進君。

〔小林進君登壇〕

○小林進君 私は、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案並びに外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表いたしまして、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

その反対の第一の理由は、このアジア開発銀行の隠された目的が、アジアの平和と住民のしあわせを犠牲にし、民族独立の運動を阻害をし、二つのアジアをつくり、アジア諸民族の対立をいよいよ激化せしむる企圖のもとに行なわれようとしているからであります。(拍手)言いかえれば、アメリカを中心とする反共勢力のアジアに対する軍事支配力を維持温存するための経済的侵略にはかならぬからであります。

明治百年、欧米諸国のアジア侵略と植民地政策に迫いつき、その残余の分配にあずからんとして数々の帝国主義的侵略を続けてきた日本は、第二次世界大戦によって完膚なきまでにその野望を粉碎され、敗戦という冷徹なる事実の前に、国民ひとしくその侵略政策の誤りを世界に向かって陳謝宣言をしてきたことを心に刻み、すべての外交政策の基調にしておかなければならぬのであります。(拍手)

今日、わが日本のアジアにとるべき道はただ一

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

つ、アジアの一員であるという立場に立つて、アジア及び極東の全地域における全住民のしあわせを祈念し、アジアの全地域から一切の戦争の危険をなくし、特に多年にわたり欧米諸国によって侵された植民地政策の残滓を払拭し、もって諸民族の完全なる独立と貧困の追放のために、あらゆる援助と協力を進めねばならぬと、これこそ日本民族に課せられた崇高な使命であり、贖罪のための大きな責任であるといわなければならぬのであります。(拍手)

しかるに、日本政府は、この日本民族の悲願を無視し、アメリカを中心とする欧米諸国と手を結んで、再びアジア侵略と新植民地政策のための役割りを、このアジア銀行を通じて行なわんといたしているものであって、これはわれわれの断じて了承し得ざるところであります。

その具体的例を示すならば、この銀行への加盟国はアメリカを頂点とする反共国家群によって形成されることによつても明らかであります。すなわち、このア銀に加盟を許されている国は三十二カ国であつて、エカフエ地域二十カ国、地域外十二カ国であります。そのいずれもがアメリカと軍事条約を結んでいる国か、またはアメリカから経済的援助を受けている国々であるといふこととであります。日本は敗戦後二十一年、いまだおアメリカから軍事的支配を受け、政治的、経済的に制肘と干渉を受けていることは、皆さま御承知のとおりであります。その厚薄の差こそあれ、加盟国はいずれもこうした関係にある国々の集団であることをまず知らなければならぬのであります。そしてこれらの反共集団は一九二〇年、アメリカの反対側に立つ国、すなわち、中国、北朝鮮、北ベトナム等の社会主義国家群の

加盟を拒むに拒否をいたしているものであります。こうした対立の激化とそれへの加盟がいかに危険であるかを察知した賢明なる国々、すなわち、エカフエ域内におけるビルマ、モンゴル、インドネシア、域外においてはフランス、ソビエトロシア等、その他多くの国々が米国の懇願を払いのけてその加盟を拒絶したしているのであります。その結果、アジア地域における総人口の過半数が加盟せず、半分に満たぬ少数の人々をもつて構成されているにすぎず、これをあえてアジア開発銀行と銘打つがときは、実体の伴わないことに僥越しごくの名称といわなければならぬのであります。(拍手)

今年九月の批准を待って、いよいよこの開発銀行が活動を開始したとき、いかなる結果がもたらされるのでありましょう。一民族、一国家の悲願をアメリカ帝国主義の武力侵略によつて北と南に分断をされ、いまだお同じ民族が殺戮し合う内戦の悲劇を繰り返している朝鮮、ベトナム等に対し、さらに戦火の油を注ぐことになるのであります。すなわち、南ベトナム、南朝鮮等のいらい政權に対し、アメリカの命令一下、この開銀の経済援助が行なわれることになりましょう。この援助は、土木援助、食糧援助のいかんを問はず、直接、間接に総合軍事力となつて北ベトナムへの攻撃と侵略への力を一そう強めることになり、また、韓国への援助は、韓国軍隊のベトナム出兵への基盤を強化することとなりましょう。これすなわち、アジア開発銀行への投資と協力は、経済援助に名をかりた侵略戦争への加担にはかならぬのであります。このことは、六億五千万人の人口を有する中国と台湾省亡命政権との関係においてもまた

同じであります。

かかる侵略戦争への介入と、民族の統一を妨害をし、内政干渉もはなはだしい戦争政策に何ゆえわが日本が積極的に参加しなければならぬのか、われわれは政府の良識を全く疑わざるを得ないのであります。その原因は、一に一九六五年四月七日、ボルネオで行なつたジョンソン米大統領の東南アジア開発に関する演説と、ベトナム侵略戦争に対し、日本が経済協力の形で戦争に参加すべきことを強く要請しているアメリカの圧力の前に屈服したものであると思わざるを得ないのであります。(拍手)われわれは、平和を愛する日本国民の一滴の血も一円のものも、断じてアジア侵略とアジア人同士の戦いのために提供してはならぬのであります。(拍手)これがあるゆゑに、わが社会党は、アジア開発銀行の出資に対しては、第一にこの理由で反対をいたしているものであります。

第二の反対理由は、加盟国の出資金構成から見るとアメリカの支配力に関する問題であります。このアジア銀行に出資される金の総額は十億ドルであります。そのうち、アメリカと日本との出資総額が合わせて四億ドル、四〇％に達し、これに韓国、台湾、南ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド等の出資額を加えると、実に五六％にも及んでいるのであります。これらの国々は、それぞれ日米安全保障条約、米韓相互防衛条約、ANZUS条約、東南アジア集団防衛条約等々の締結国であり、アメリカの極東戦略の有力な構成メンバーであり、事実上アメリカの軍事支配力に従属をいたしている国々であります。こうした出資額の構成から見たアメリカの強力な支配力と、アメリカのアジア戦略、中国包囲作戦を結

びつけてみた場合、この銀行がいかなる方向に向かつて運営されるかは、いまだ説明を要せざる所でありあります。

米州開発銀行において、アメリカは四〇％の投票権を持ち、それによつて絶対的支配力を掌握していることは、皆さま御承知のとおりであります。かつてキューバ事件に関連して、ベネズエラ、コロンビアがキューバと国交を断絶するや、多額の投資を行ない、反対にメキシコ、アルゼンチンがキューバに對する集団制裁に反対をしたとき、いかにこれを冷淡に取り扱ったか。その後アルゼンチンがキューバとの国交断絶に踏み切るや、その翌日、直ちに一億五千万ドルという多額の融資を与えたるがとき、あくだい高利貸しもやりかねない、いやらしい成金根性の政策といわなければならぬのであります。(拍手)

この前例に照らして、アジア銀行の性格、構成、運営等を見る場合、これは米州銀行以上にアメリカの思うままに支配される要素が多分に含まれていることを強く警告をせざるを得ないのであります。米州銀行はキューバを敵とし、アジア開発銀行は中国を敵視し、アメリカの中国封じ込め政策のためにつくり上げられようとしている。これがあるために、われわれはこの法案にあくまでも反対せざるを得ないのであります。

第三の反対の理由は、国連を隠れみのとする日本政府の外交のあり方と、その態度に関する問題についてであります。

政府は極力、このアジア銀行は、国際連合のエカフエから発足した自主的、非政治的機関であることを強弁いたしているのであります。が、われわれは、政府の、この国連をかさにしてその正当

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議第六十七号 外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長の報告

一四五二

性を裏づけ、国民をごまかそうとするやり方に徹底的に反発をせざるを得ぬのであります。すなわち、われわれは、今日の国連は、国連憲章の精神を正しく発揮しているものと見ることができぬのであります。まさにアメリカという大國によって運営をせられ、アメリカの利益のための機関に變貌しているものと思わざるを得ぬのであります。議院政治を認め、ただし、自民党の支配許すべからず、国連を認め、ただし、アメリカの支配許すべからず、かような意味において、今日の国連をして、国連本来の姿に返すことこそ、最も重要な課題であるといわなければならぬのであります。

しかるに、日本政府は、朝鮮動乱における、スエズにおける、コンゴ、西イラン、キプロス等におけるアメリカの国連憲章違反行為に一片の批判を加えようとしませんのであります。いまだアメリカは、南ベトナムにおいて毒ガスを使用し、アメリカの国内においては極端な人種差別を行なつて、しばしば問題を起していることは世間周知の事実であります。かくのごとき明らかに国連憲章違反事項に対してさえ、それがアメリカの行為であれば、日本政府は一言の故障も批判もなし得ないのみならず、国会におけるわれわれの質問に対してさえ、その真相を答えることをおそれているのであります。かくのごとき外交姿勢及びこうした国連のあり方に対し、どうして信頼を置くことができるでございましょう。しかるに、

日本政府は、国連がなおかつ正しいものであるかのごとき幻想を国民に与えて、アメリカへの従属と奉仕の外交をごまかさんとする、これはとうてい許すことのできぬものであります。政府が、真

に国連本来の精神にのっとり、低開発地域の経済開発を行なわんとするならば、アジア銀行への出資はやめて、むしろ国際開発協会第二世帯等の機能の強化拡大をいたし、ソ連、フランス等の協力を得、中国の国連加盟に努力をし、アジアを一つとした経済援助の実現に邁進すべきであります。(拍手)

アメリカは、現在、財政の六割五分に及ぶ軍事予算と対外軍事援助からくるドル不足、それにベトナム戦争による軍事費の増大等で、日に日に経済不安定を醸成していることは世界周知の事実であります。このため、日本をして、アジア経済援助の肩がわりをさせようとしている。この政策に依りて、アメリカのドル不足の肩がわりをしようとしながら、あえて国連の名において国民の目をごまかそうとする日本政府のこのずる賢いやり方に対し、われわれは徹底的に反対せざるを得ぬのであります。(拍手)

最後の反対理由として、われわれは、日本国内の経済情勢と、この出資の關係とを問題にしなればならぬのであります。すなわち、日本の経済状態は、はたしてかくのごとき百害あって一利なき出資を許すほどの余裕ありやいなやということであり得ます。日本の経済は、すでに一切の蓄積を使い果たし、すでに借金政策に転換をし、この二億ドルの出資も、外為資金の取りくずしを行なわなければならぬ最後の窮状に迫り込まれていることは、いまだ説明を要せぬところであります。

世界四大工業國の一つであるなどと架空の名声に酔っているその陰に、低所得者層がいまなお生活の苦しみに涙しており、日本人一人一人の平均所得は世界で二十一番目、後進國と銘打たれている

ベネズエラ、グアテマラなどの國々と肩を並べている貧弱な状態であります。その中で、もはや戦後でもないなどということばにだまされながら、いまだ日本国民は、敗戦の賠償の残額八億四千四百萬ドル、もたらしたと思つていたガリオア・エロアの支払い残額が四億四千四百萬ドル、合わせて実に十二億八千八百萬ドルの多額の借金を支払う責任を負わされているのであります。こうした国民の負担と苦痛を無視して、こんなむだな出資をすることが、はたして国民の要望に沿うものであるかいは、問わずして答へは明らかであると

いなければならぬのであります。(拍手)全国民の声を代表して、わが党は、あくまでもこうした出資に反対せざるを得ぬのであります。結論として、一言政府に申し上げたい。アジア銀行十億ドルの開発投資よりも、アメリカが百億ドルの軍事費を投じてベトナムで破壊を行なっている戦争を即時中止せしめるよう努力されたいといふことでもあります。十億ドルの建設よりも百億ドルの破壊がいかに大きいかは、小学生のそろばんでも明らかでございましょう。(拍手)日本政府に、この小学生並みのそろばんと良識を要望いたします。私の反対討論にかえておく次第でございます。(拍手)

○副議長(國田直君) これにて討論は終局いたしました。両案を一括して採決いたします。日程第七の委員長の報告は修正、第八の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(國田直君) 起立多数。よって、両案と

も委員長報告のとおり決しました。

○副議長(國田直君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十一分散会

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
厚生大臣 鈴木 善幸君
農林大臣 坂田 英一君
通商産業大臣 三木 武夫君
自治大臣 永山 忠則君

○朗読を省略した議長の報告

(指名通知)
一、去る二十一日、本院は飼料需給安定審議会委員に衆議院議員湯山勇君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る二十一日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

中島 茂喜君 藤田 義光君
亀山 孝一君 唐澤 俊樹君
金子 一平君 奥野 誠亮君
秋山 徳雄君 細谷 治嘉君
華山 親義君 門司 亮君

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国立劇場法

(常任委員辞任)

一、去る二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

周東 英雄君
額田 彌三君
登坂重次郎君
湊 徹郎君

法務委員

森下 元晴君
鍛冶 良作君
川上 貫一君

外務委員

野口 忠夫君
山田 耻目君
足鹿 覺君
西宮 弘君

大蔵委員

中澤 茂一君
西宮 弘君

文教委員

松山千恵子君
周東 英雄君

社会労働委員

赤松 勇君
足鹿 覺君
大原 亨君
山田 耻目君

農林水産委員

西宮 弘君
山本 幸一君
日野 吉夫君

運輸委員

泊谷 裕夫君
山本 幸一君

予算委員

大原 亨君
中澤 茂一君
野口 忠夫君

決算委員

中村 重光君
石橋 政嗣君

一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

外務委員

池田正之輔君

文教委員

大石 八治君
大平 正芳君

商工委員

稲村左近四郎君
橋本龍太郎君
佐々木秀世君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

額田 彌三君
周東 英雄君

法務委員

鍛冶 良作君

外務委員

中澤 茂一君
足鹿 覺君
野口 忠夫君

文教委員

周東 英雄君

社会労働委員

大原 亨君
中村 重光君
石橋 政嗣君

農林水産委員

日野 吉夫君
山本 幸一君

運輸委員

山本 幸一君
泊谷 裕夫君

予算委員

赤松 勇君
大原 亨君
中澤 茂一君

決算委員

川上 貫一君
中村 重光君

外務委員

野口 忠夫君
山田 耻目君
足鹿 覺君

文教委員

石橋 政嗣君

社会労働委員

大平 正芳君
大石 八治君

農林水産委員

橋本龍太郎君
熊谷 義雄君
稲村左近四郎君

運輸委員

鍛冶 良作君
池田正之輔君
佐伯 宗義君

文教委員

佐伯 宗義君
大平 正芳君

社会労働委員

松山千恵子君
加藤 進君
森下 元晴君

農林水産委員

西宮 弘君
山田 耻目君
足鹿 覺君

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

電気工事業者の営業所の登録等に関する法律案(田中榮一君外八名提出)

一、昨二十一日、議員から提出した議案は次の通りである。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外五名提出)

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

都道府県合併特例法案(内閣提出第一四七号)

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

電気工事業者の営業所の登録等に関する法律案(田中榮一君外八名提出、衆法第五四号)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

日本勤労者住宅協会法案

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

野業生産出荷安定法案

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

電気工業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(田中榮一君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国立劇場法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における畜産事情の変化に対応して、家畜共済制度につき、所要の改善措置を講ずるため提出されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 家畜共済の引受方式の改善

1 家畜共済の共済関係

家畜共済の共済関係は、包括共済関係(同一農業者の飼養する同一種類の家畜のすべてを一体として成立する共済関係)とし、その農業者が飼養しているその種類の家畜の価額の合計額の百分の八十の範囲内で一箇の共済金額を選択するものとする。ただし、種雄牛、種雌馬その他特別の事由のある家畜については、家畜一頭ごとの共済関係とすること。

2 死亡又は廃用による損害のてん補

包括共済関係においては、死亡又は廃用の共済事故がその対象となる家畜のいずれについて生じた場合にも、共済金額の家畜の価額の合計額に対する割合で損害をてん補するものとする。

補するものとする。

(二) 家畜共済の共済事故の選択制

家畜飼養に関する条件が一定頭数以上家畜を飼養すること等政令で定める基準に適合する者は、包括共済関係においては、共済事故の一部を除外し、共済掛金を減額することができるものとする。

(三) 牛馬の共済掛金の国庫負担の方式の改善

家畜共済掛金の国庫負担方式を包括加入方式について、次のとおり拡充するものとする。なお、これに伴い現行の家畜加入奨励金は廃止するものとする。

1 包括共済関係に係る牛又は馬の掛金国庫負担

(1) 政令で定める特定の飼養規模の乳牛の雌又は肉用牛の飼養者(2)に掲げる者を除く。については、五分の二又は二分の一

(2) 主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する者で政令で定める者及び共済事故の一部を除外した者については、十分の三

(3) その他の者については、三分の一

2 肉用牛についての国庫負担の特例
肉用牛の飼養者(共済事故の一部を除外したものを除く。)については、1にかかわらず、当分の間、包括共済関係に係る共済掛金に対する国庫負担割合は、一律に五分の二とすること。

四 家畜共済に係る異常事故についての政府の再保険責任等の強化

農業共済組合等が異常事故(伝染病、風水

害等による共済事故のうち省令で定めるもの)により家畜共済の共済金を支払うときは、農業共済組合連合会及び政府は、その全額を、それぞれ保険金及び再保険金として支払うものとする。

(四) 家畜共済についての損害防止事業の強化

国庫は、当分の間、予算の範囲内において、農業共済組合連合会に対し家畜共済に係る損害の防止に必要な費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができるとすること。

(六) その他

1 共済掛金標準率の改訂期間の短縮
家畜共済の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改訂するものとする。

2 家畜病傷給付方式の合理化

疾病又は傷害により支払うべき共済金については、これらの事故一件ごとの限度に代えて、包括共済関係については農業者ごと及び家畜の種類ごとに、家畜一頭ごとの共済関係については家畜ごとに、年間限度を定めるものとする。

3 共済事業及び共済目的の整理

生産共済を廃止するとともに、山羊及びめん羊を家畜共済の共済目的から除外すること。

二 議案の可決理由

本案は、家畜共済制度につき、最近における畜産事情の変化に対応した改善措置を講じようとするもので、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附

することに決した。

右報告する。

昭和四十一年六月二十一日

農林水産委員長 中川 俊思

衆議院議長 山口喜久一郎殿

(別紙)

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の運用にあたり、趣旨の普及徹底をはかるとともに、本制度が畜産の発展等に二層寄与するよう左記各項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 共済掛金の国庫負担の対象となる共済金額の最高限度については、最近における家畜価格の上昇傾向に即応するよう引き上げるとともに、共済掛金国庫負担の割合についても、さらに改善するよう努めること。

二 家畜の損害防止事業については、その拡充に努めるとともに、再保険責任歩合を参酌して予算措置の確保に万全を期すること。

三 家畜診療所については、獣医師職員の待遇改善、機動力の充実等その運営の改善を図るため、診療点数について常時実態を反映するよう検討すること。

四 農業共済組合等の段階における家畜共済の責任保有に関し、その自主性の確立及び事業健全化の見地から、その拡大を図るよう早急に検討すること。

五 果樹、畑作、肉豚等の新種共済について早急に制度化をはかること。

六 農業共済団体等の役職員の待遇をさらに改善

するため、事務費国庫負担金の増額等所要の措置を講ずること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者留守家族等に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、さらに昨年制定された戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等により各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、今般さらに、これら援護措置の改善をはかりとするものである。
その要旨は次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 昭和十六年十二月八日以後満洲等において、旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力中の者を、新たに準軍属に加えて処遇すること。

2 公務上負傷し、疾病にかかった軍人軍属又は準軍属に対しては、その者が戦傷病者特別援護法により療養の給付を受けている場合においても戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金を支給すること。

3 準軍属の歎症程度の障害者に対し、その不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金

又は障害一時金を支給すること。

4 準軍属に係る障害年金及び遺族給与金の額を、軍人軍属に係る障害年金及び遺族年金の額の十分の五から十分の七に引き上げること。

5 戦没者の死亡が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその者の継親及び入夫婚姻による妻の父母並びに戦没者の事実上の養親等であつた者が援護審査会が当該戦没者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものに對し、遺族年金、遺族給与金等を支給すること。

6 戦没者の配偶者のうち旧軍人恩給の停止の日(昭和二十一年二月一日)から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行の日の前日(昭和二十七年四月二十九日)までの間に再婚し、同期間内にその相手方と死別した者で援護審査会が離婚によつて再婚を解消したと同様の事情にあると議決したものに對し遺族年金、遺族給与金等を支給すること。

7 昭和四十二年七月までに実施することとなつてゐる遺族年金及び遺族給与金の増額措置を、六十五才以上の者及び妻子等については昭和四十一年十月から、その他の者については昭和四十二年一月からそれぞれ繰り上げて実施すること。

(二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

する事項

1 遺族年金等の増額措置の繰り上げ実施に準じて留守家族手当の額の増額措置を、昭和四十二年一月から繰り上げて実施すること。

2 未帰還者の死亡の事実が判明した場合において、その遺族に支給する葬祭料の額を、六千円から八千四百円に引き上げること。

(三) 戦傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正により、新たに準軍属として処遇される者を援護の対象に加えること。

2 療養の給付を受けている者が死亡した場合において、その遺族に支給される葬祭料の額を、六千円から八千四百円に引き上げること。

(四) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

昭和三十九年及び昭和四十一年における関係法令の改正により遺族年金、遺族給与金又は特例扶助料を受けることとなる戦没者等の妻に對し、特別給付金を支給すること。

(四) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に関する事項

特別弔慰金を受けることができる遺族がない場合においては、従来戦没者の子に限り支給することとなつてゐるのを、死亡した者の父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(遺族以外の者の養子となつてゐる場合を除く。)までの遺族に拡大し、特別弔慰金を支給すること。

二 議案の修正議決理由

軍人軍属及び準軍属の遺族の範囲を拡大し、準軍属に係る障害年金及び遺族給与金の額を引き上げるほか、遺族年金等の増額措置を繰り上げて実施するとともに、特別給付金及び特別弔慰金の支給対象を拡大する等処遇の改善をはかることは時宜に適合するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に二億二百八十三千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十二年以降において国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額四億八千五百万円、特別弔慰金として総額八十一億円が計上される見込みである。

右報告する。

昭和四十一年六月二十一日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)〇等

第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く)、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、公布の日昭和四十一年四月一日から、その他の規定は、昭和四十一年同年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)附則第十三条の規定、この法律による改正後の戦傷病者等の遺族に対する特別年金支給法第二条第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

〔別紙〕

戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十二年を以て具体的な援護措置を講ずること。

なお、被爆地以外の地域についても必要な措置

置につき検討すること。

二 政府は戦傷病者がなお少なからぬ困難に直面している現状にかんがみ、その援護の充実につき、さらに努力すること。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、過ぐる大戦において、戦陣その他公務により障害を受けた軍人軍属及び準軍属等いわゆる戦傷病者に対しては、すでに恩給法、戦傷病者遺族等援護法等による増加恩給、障害年金等支給の措置が講ぜられているが、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、今回、特別給付金を支給しようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつたことを事由として、昭和三十八年四月一日において、次の給付を受けていた者で、当該給付に係る不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表の二の特別項症から第五項症までに該当するものの妻である者に支給すること。

ただし、昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に離婚した者等を除く。

(1) 軍人、文官等のもとの陸軍又は海軍部内の公務員に係る恩給法による増加恩給

(2) 軍人軍属又は準軍属に係る戦傷病者遺族等援護法による障害年金

(3) もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧令共済障害年金

(4) もとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係る各省共済障害年金

2 特別給付金の額は十万円とし、十年以内償還すべき記名国債(無利子)をもつて交付すること。

3 特別給付金を受ける権利を有する者が、特別給付金の請求をしないで死亡した場合、その相続人は自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができること。

4 特別給付金を受ける権利は三年間行なわなるときは時効によつて消滅すること。

5 特別給付金を受ける権利の裁定は、請求により厚生大臣が行なうこととし、政令によりその権限を都道府県知事等に委任すること。

なお、国債の償還金の支払い事務は郵政大臣が取り扱うことができること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給することは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙

のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に特別給付金事務処理費として一千百五十六万八千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十二年以降において国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に総額三十三億円が計上される見込みとなつて右報告する。

昭和四十一年六月二十一日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行する。昭和四十一年昭和四十一年四月一日から適用する。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

来たる昭和四十五年に、国際博覧会条約に基づく「日本万国博覧会」が大阪で開催されること

となつた。これはヨーロッパ、アメリカ以外の地域では初めての万国博覧会であり、各国の産業と文化の交流を深めて世界の平和と繁栄に寄与するとともに、わが国の伝統的文化と高度の産業技術水準を世界に示す絶好の機会である。また、国土開発、青少年教育等の面においても、その意義はきわめて大きい。

本案は、この国民的大事業の準備体制を一段と強化するため、開催の直接責任者たる財団法人日本万国博覧会協会に対し、資金調達及び人材確保のための協力と応援を行なうことを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国は、財団法人日本万国博覧会協会に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内においてその一部を補助することができる。

2 郵政省は、博覧会の準備及び運営の資金に充てることを寄附目的として、寄附金つき郵便切手を発行することができる。

3 広告事業を行なう者が、たばこの包装又は国鉄施設を利用して広告事業を行ない、その収入金の全部又は一部を博覧会の準備及び運営のために寄附する場合並びに博覧会協会が博覧会の準備及び運営費を調達するため、電話番号等の印刷物を利用して広告事業を行なう場合には、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、当該広告事業に対し

便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

4 国家公務員又は地方公務員が博覧会協会の職員となり、再び公務員に復帰した場合における共済年金等についての在職期間の取扱いについて、必要な特例を設け、また、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国等において特別の措置を講ずるための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算（通商産業省所管）に万国博覧会の開催準備に必要な経費として二億六千三百六十八千円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年六月二十二日

商工委員長 天野 公義
衆議院議長 山口喜久一郎殿
〔別紙〕

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案に対する附帯

決議

政府は、本法施行にあたり、日本万国博覧会が国際博覧会史上アジアで始めて開催される画期的なものであることにかんがみ、その統一主題並びに基本理念を十分具体化し、国民全部の賛同と協力のもとにこれを成功させるよう、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 日本万国博覧会への招請は、広く全世界の各国に行なうとともに、諸外国ができる限り多く、とりわけアジアの諸国がもれなく参加するよう最大の努力を払うこと。

二 日本万国博覧会全般に関する国の責任を明確化し、特にその所要経費について国の負担割合を早急に明示するとともに、関連公共事業はすべて高率補助による国庫補助対象とし、関係地方公共団体に対しては積極的な財政援助を行なうよう配慮すること。

三 日本万国博覧会への出展は、大企業はもとより中小企業等が積極的に参加しうよう、陳列館その他において十分配慮するとともに、出展準備のための積立金について税制上の優遇措置を講ずること。

四 会場建設並びに周辺地域の整備にあつては、あらかじめ跡地利用について十分考慮し、万遺憾なきを期すること。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、ドイツとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定を締結するため、昭和三十六年以来交渉を行なつていたが、案文について合意に達したので、昭和四十一年四月二十二日ボンにおいて本協定に署名した。

本協定は、両国が相互に所得に対する租税及びある種の他の租税に関して二重課税を回避することを希望して締結されたもので、適用の対象となる租税、不動産から生ずる所得並びに不動産及びその他の財産の譲渡から生ずる収益に対する課税方法、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権の使用料等に対する課税、自由職業の所得、勤務に対する報酬、一方の国の居住者が相手国の法人の役員として取得する報酬、芸能活動による所得及び退職年金等の報酬に対する課税方法、公務遂行者、短期滞在者、短期滞在の教授又は教員、学生又は事業修習者等に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

昭和四十一年六月二十三日 衆議院會議録第六十七号 議案に関する報告書

一四五八

右報告する。

昭和四十一年六月二十二日

外務委員長 高瀬 傳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

なお、本協定は批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、ドイツにおいては、この協定が効力を生ずる日の属する賦課期間及びその後の各賦課期間について課される租税について、わが国においては、この協定が効力を生ずる年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得並びにこの協定が効力を生ずる年度及びその後の各年度について課される固定資産税について適用し無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の発効の日から五年の期間を経過した後に開始する各年の六月三十日以前に、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことができ、その場合、ドイツにおいては、終了の通告が行なわれた日の属する賦課期間後の各賦課期間について課される租税について、わが国においては、終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得及び終了の通告が行なわれた年度後の各年度について課される固定資産税について効力を失うことになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国とドイツとの間の経済、技術及び文化の交流を一層促進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

一 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 アジア開発銀行に対する出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から同四十五年度までの間において、総額百八十億円を限り外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとする。

2 昭和四十一年度の一般会計の歳出財源に充てるため、百六億九千二百万円を限り外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとする。

3 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づく大韓民国からの要請により、日本国と韓国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(約百六十四億六千三百万円)に係る各年の賦払金の全部又は一部についてその支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、同資金の金額から減額して整理するものとする。

なお、昭和四十一年度予算においては、ア

ジア開発銀行出資分三十六億円と百六億九千二百万円の合計額百四十二億九千二百万円が、外国為替資金受入として一般会計歳入に計上されている。

二 議案の修正議決理由

本案は、アジア開発銀行設立協定及び日韓協定に基づき必要な措置を講ずるものであり、また、一般会計の財源事情から必要適切な措置と考えられるが、施行期日を修正する必要があるため、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月二十二日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(本表及び一は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行する。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 政府は、アジア開発銀行(以下「銀行」といふ。)を設立する協定によりわが国が出資すべきものと定められた米ドル金額(一億ドル)の範囲内において、本邦通貨により銀行に出資することができることとする。

2 政府は、銀行に対して出資する本邦通貨の一部を国債をもつて出資することができることとする。

イ 政府はこの国債の発行権限を与えらるることに、当該国債の発行条件に関する規定を置く。

ロ この国債は、銀行から償還の請求を受けるときは直ちにその償還を行なうものとし、政府がこの償還を行なうことができないときは、日本銀行に対して当該国債を銀行から買い取ることを命ずることができることとする。

3 銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することとする。

二 議案の可決理由

本案は、アジア開発銀行への加盟に伴い、当然行なうべき必要適切な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

わが国の払込資本額一億ドルのうち、五千万ドルは国債によつて払い込むので、現金による払込額は五千万ドルである。これを昭和四十一年度から五年間、毎年度一千万ドル相当額の現金を払い込むので、昭和四十一年度一般会計予算には三十六億円が計上されている。

昭和四十一年六月二十二日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可定価 一部 二十五円
(ただし最賃紙は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(一)